

2024年度SGEC/PEFC CB審査員研修資料

森林認証機関の認定実務

製品認証機関の認定制度

JIS Q 17065:2012(ISO/IEC 17065:2012)

2024年08月19日

公益財団法人 日本適合性認定協会

CB認定ユニット 技術担当

森田 裕之

• 資料概要

- 認定の概要
- 適合性評価とは
- 製品とは
- 製品認証とは
- JIS Q 17065 要求事項の概要

森林認証機関の認定実務



JIS Q 17011:2018
(ISO/IEC 17011:2017)



JIS Q 17065:2012
(ISO/IEC 17065:2012)



SGEC スキーム文書

JIS Q 17011:2018 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項

1 適用範囲

この規格は、適合性評価機関の審査及び認定を行う認定機関の能力、一貫性のある運営及び公平性に関する要求事項を規定する。

注記1 この規格において、認定の対象となる活動として、試験、校正、検査、認証（マネジメントシステム、要員、製品・プロセス・サービス）、技能試験の提供、標準物質の生産、妥当性確認及び検証があるが、この限りではない。



JIS Q 17011:2018 適合性評価－適合性評価機関の認定 を行う機関に対する要求事項

4.4.11 認定機関及び同じ法人のいかなる部分も、
公平性に影響を与える次のようなサービスを申し出たり、提供したり
してはならない。

- a) 認定の対象となる適合性評価活動。
(途中両略)
- b) コンサルタント業務

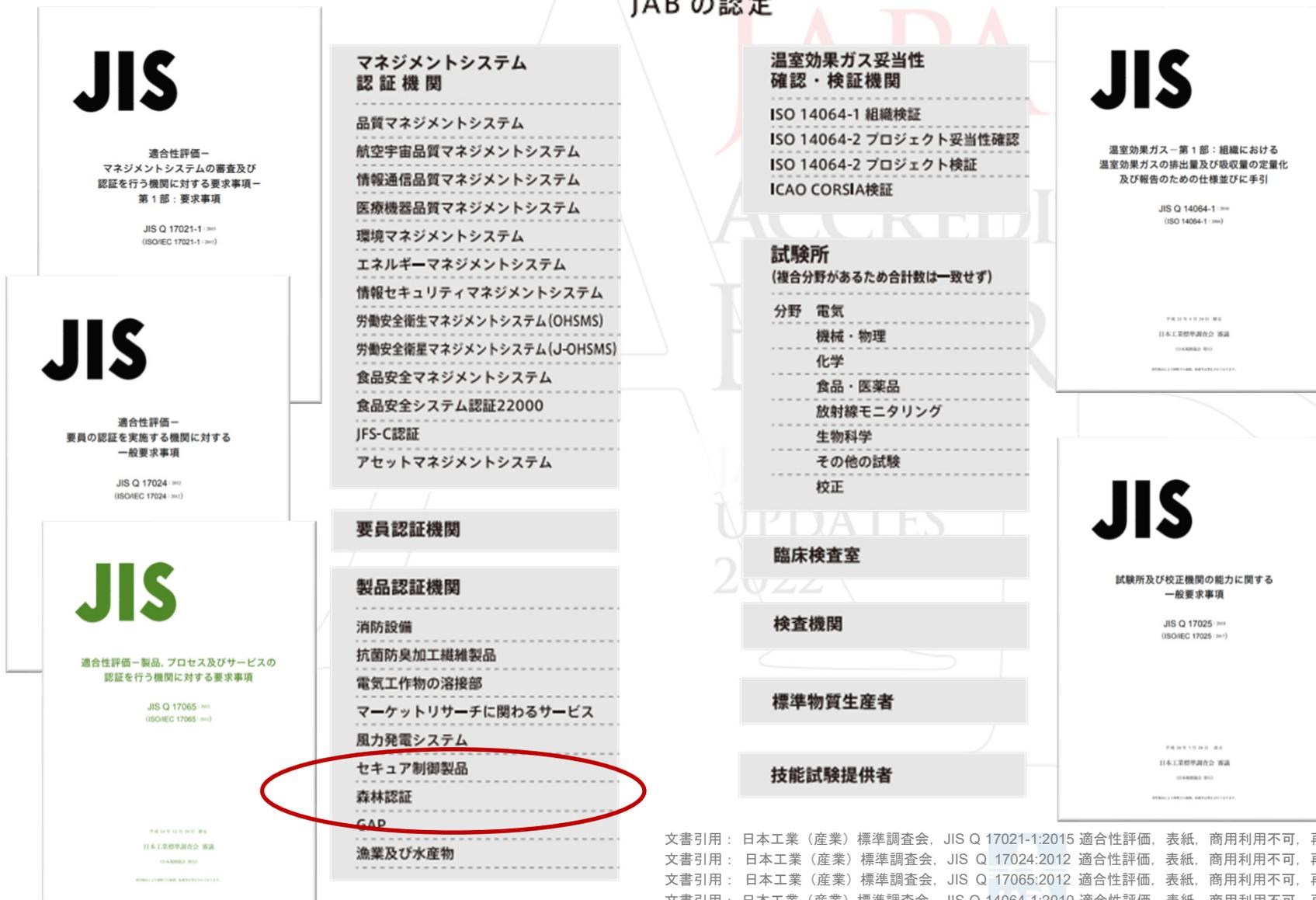


- 資料概要
- 認定の概要
- 適合性評価とは
- 製品とは
- 製品認証とは
- JIS Q 17065 要求事項の概要

JABの認定



JAB の認定



文書引用：日本工業（産業）標準調査会，JIS Q 17021-1:2015 適合性評価，表紙，商用利用不可，再配時注意
 文書引用：日本工業（産業）標準調査会，JIS Q 17024:2012 適合性評価，表紙，商用利用不可，再配時注意
 文書引用：日本工業（産業）標準調査会，JIS Q 17065:2012 適合性評価，表紙，商用利用不可，再配時注意
 文書引用：日本工業（産業）標準調査会，JIS Q 14064-1:2010 適合性評価，表紙，商用利用不可，再配時注意
 文書引用：日本工業（産業）標準調査会，JIS Q 17025:2018 適合性評価，表紙，商用利用不可，再配時注意
 引用元：公益財団法人日本適合性認定協会，JAB UPDATES 2022（2022年3月4日），商用利用不可，再配時注意

認定スキーム：製品認証 (JIS Q 17065)

| 認定サブスキーム | 認定分野 |
|--------------------------|---|
| 消防設備 | 自家発電装置、等 |
| 抗菌防臭加工繊維製品 | 抗菌防臭加工繊維製品 |
| 電気工作物の溶接 | 溶接管理プロセス、等 |
| マーケットリサーチに関わるサービス | マーケットリサーチサービス |
| 風力発電システム | ウィンドファーム、等 |
| セキュア制御製品及び開発ライフサイクル・プロセス | EDSA |
| 森林・林業及び森林生産物 | 森林管理 (SGECスキーム) COC (SGECスキーム) COC (PEFCスキーム) |
| GAP及びGAP運用農場で生産された農産物 | JGAP, ASIAGAP, GLOBALG.A.P. |
| 漁業、養殖業及び水産物 | 漁業、養殖業、CoC |

認定の基準（認証機関に対する要求）

適用基準（製品認証一般）：
JIS Q 17065:2012
(ISO/IEC 17065:2012)

+

適用基準（製品認証固有）：

JIS

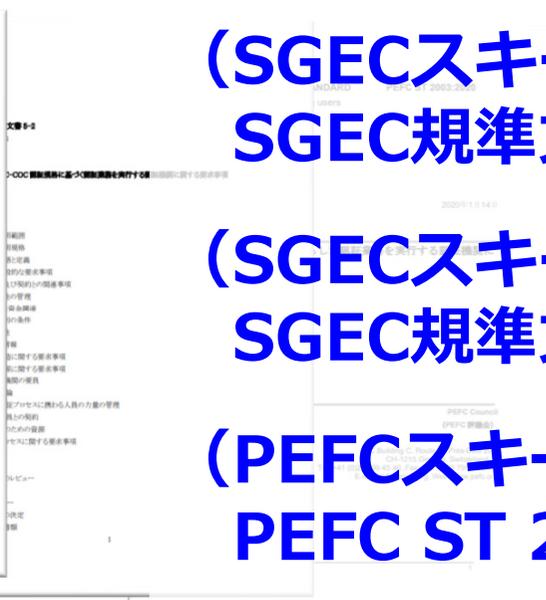
適合性評価－製品、プロセス及びサービスの
認証を行う機関に対する要求事項

JIS Q 17065 : 2012
(ISO/IEC 17065 : 2012)

(SGECスキーム - 森林管理)
SGEC規準文書5-1:2021

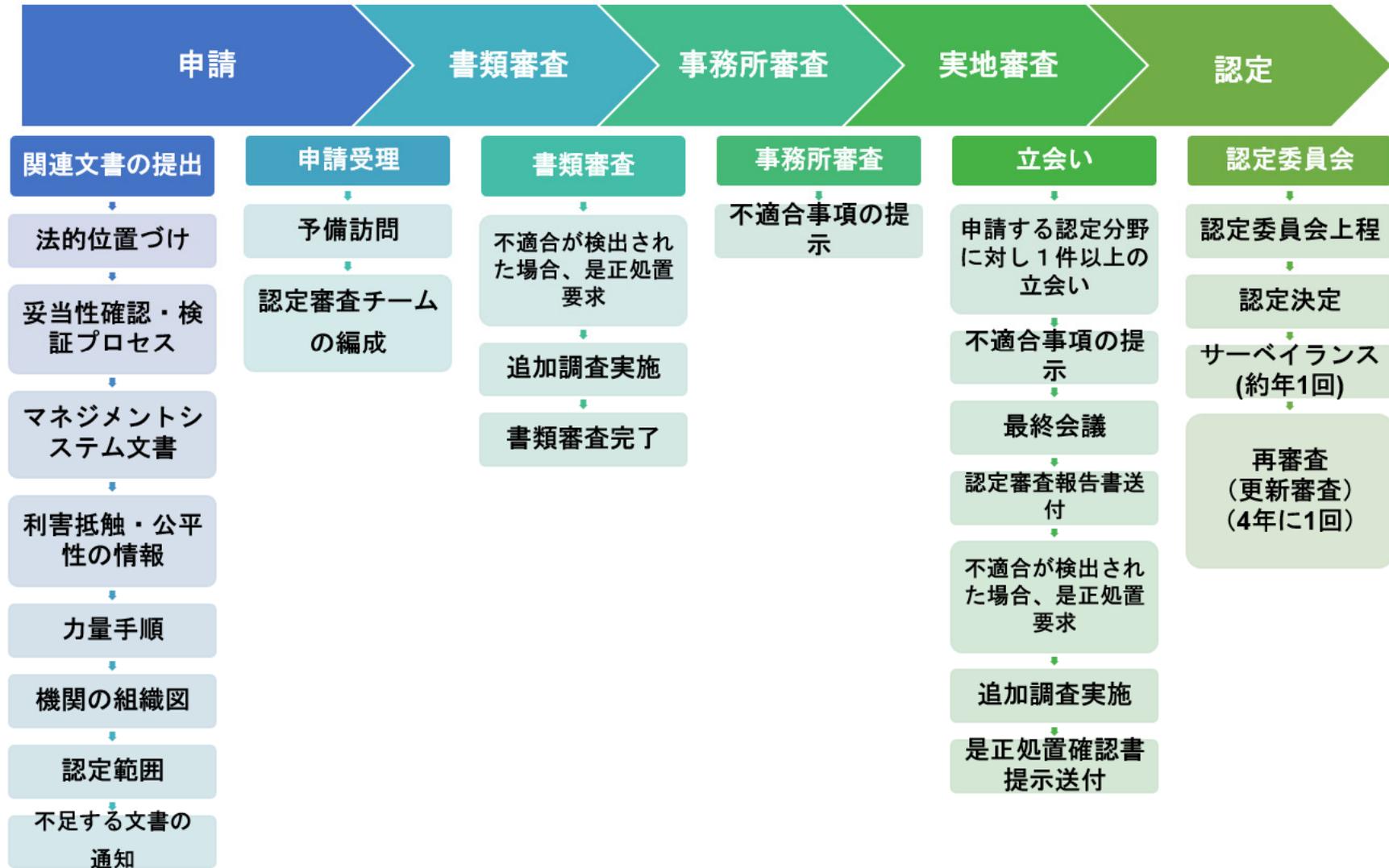
(SGECスキーム - COC)
SGEC規準文書5-2:2021

(PEFCスキーム - COC)
PEFC ST 2003:2020



文書引用：一般社団法人緑の循環認証会議，SGEC 規準文書 5-1_SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項，2021年3月30日発行，1頁，商用利用不可，再配時注意
文書引用：一般社団法人緑の循環認証会議，SGEC 規準文書 5-2_SGEC-COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項，2021年3月30日発行，1頁，商用利用不可，再配時注意
文書引用：PEFC 評議会，PEFC ST 2003:2020_PEFCCO2003国際COC規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項，2020年1月14日第1刷発行，1頁，商用利用不可，再配時注意
文書引用：日本工業（産業）標準調査会，JIS Q 17065:2012 適合性評価-製品 プロセス及びサービスの 認証を行う機関に対する要求事項，平成24年12月20日第1刷発行，表紙，商用利用不可，再配時注意

認定の手順



- 資料概要
- 認定の概要
- 適合性評価とは
- 製品とは
- 製品認証とは
- JIS Q 17065 要求事項の概要

実施主体による分類

[ISO/IEC 17000 2.2]

- 第一者評価：製品やサービスの供給者（第一者）による評価

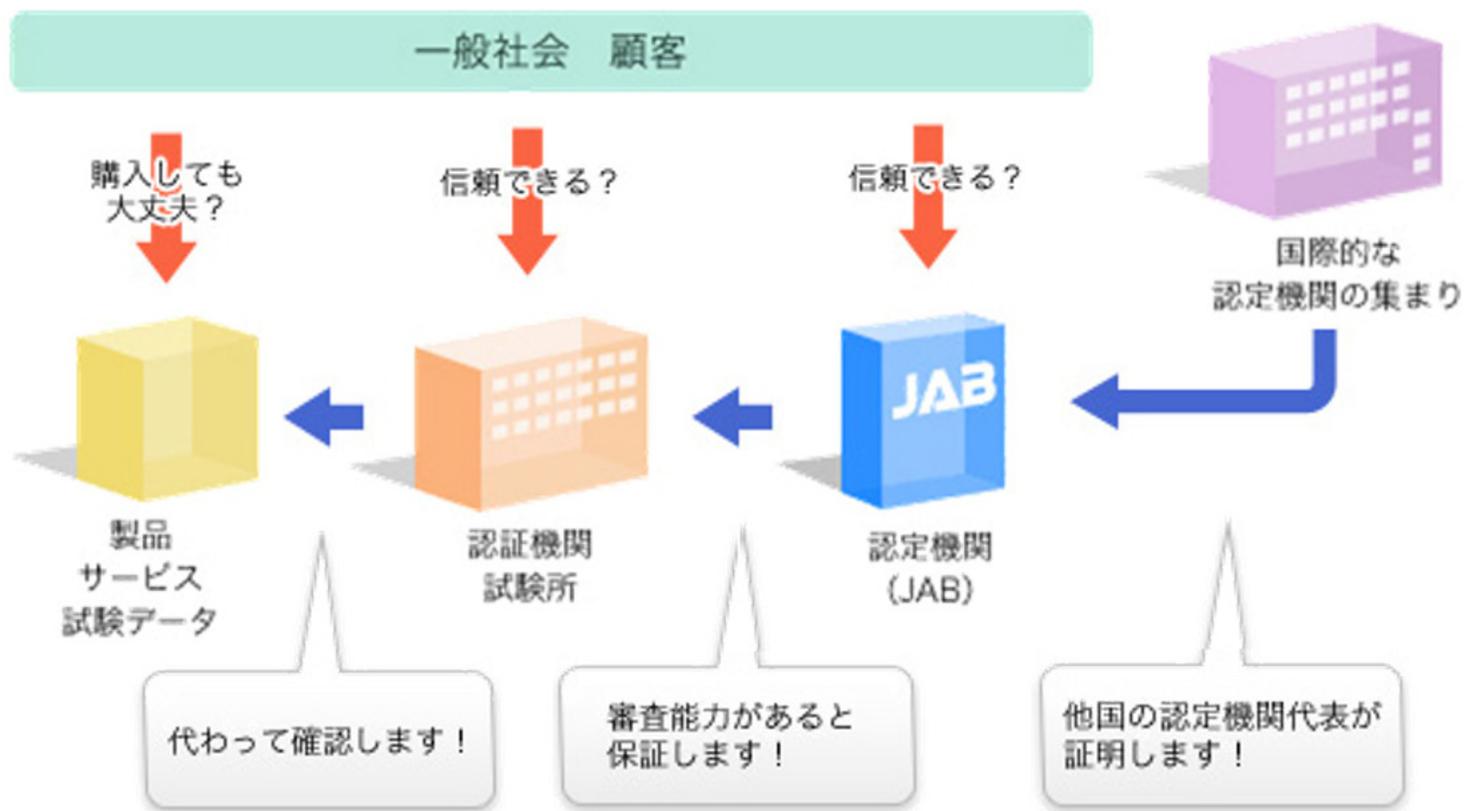
[ISO/IEC 17000 2.3]

- 第二者評価：製品やサービスの購入者（第二者）による評価

[ISO/IEC 17000 2.4]

- 第三者評価：製品やサービスの供給や購入に直接的関係をもたない主体（第三者）による評価

第三者適合性評価



<https://www.jab.or.jp/accreditation/system/page3.html>

©2024 JAB

文書引用：公益財団法人日本適合性認定協会 Webpage：ISOマネジメントシステムと社会のかかわり (3)，商用利用不可，再読時注意

認証(certification) :

製品, プロセス, システム又は要員に
関する第三者証明

認定(creditation) :

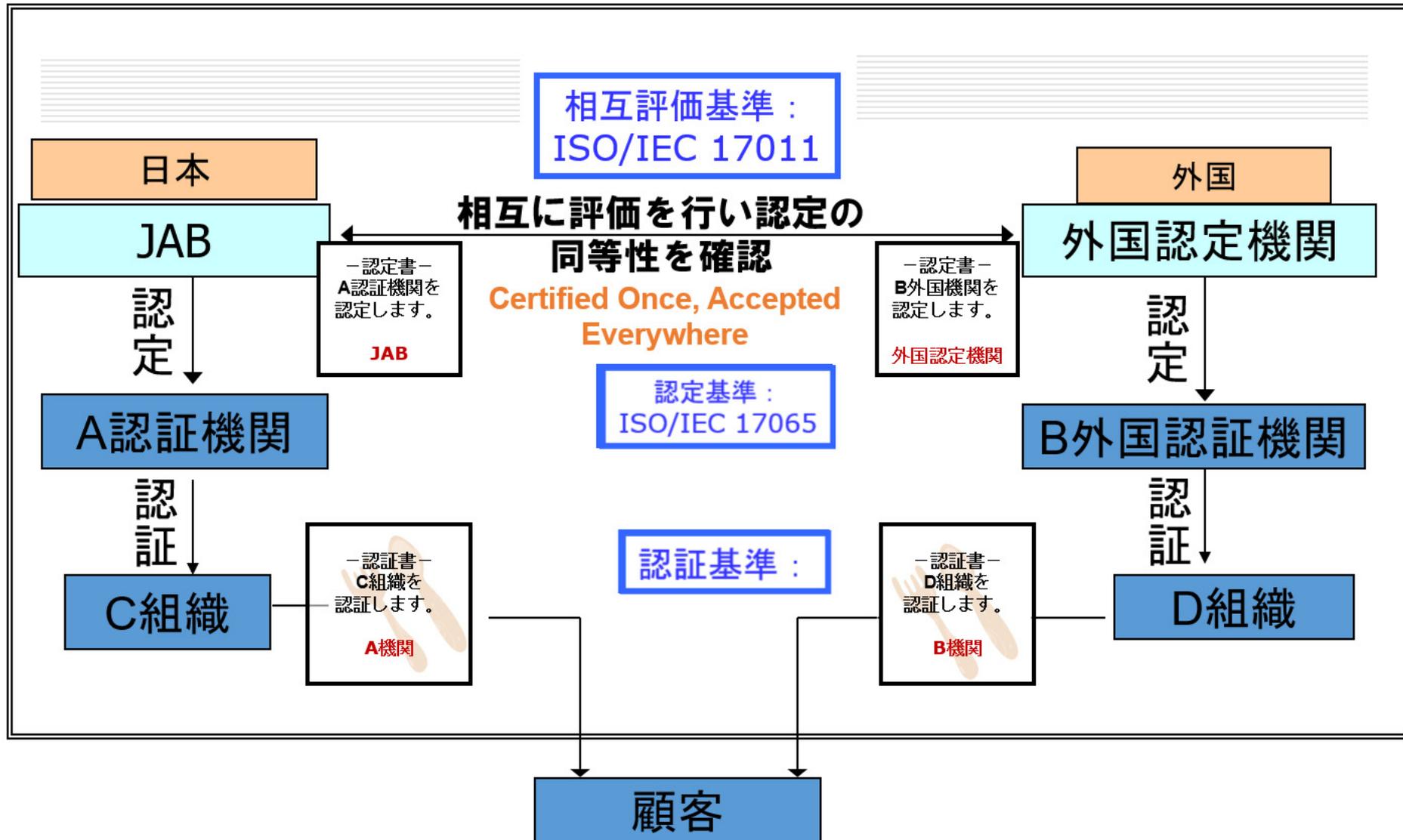
適合性評価機関 (認証機関) に関し,
特定の適合性評価業務を行う能力を公
式に実証したことを伝える第三者証明



[ISO/IEC 17000 2.5 備考]

『認定機関』は『適合性評価機関』ではない。

IAF相互承認による保証



- 資料概要
- 認定の概要
- 適合性評価とは
- 製品とは
- 製品認証とは

- 第一者から第二者へ対価で交換
- 「お金で買える物」 = 「売り物」
 - 判断事例：
 - 「マネジメントシステム」 ≠ 「売り物」
 - マネジメントシステム認証は『製品認証』ではない
- 有形の物が通常だが、無形な製品(サービス、プロセス)含む

- 運送
- 自動車修理
- 理容・美容業
- 宿泊
- 外食
 - 食事をする空間とともに食事を提供するサービス
- マーケットリサーチ
 - 顧客にあった商品・サービスの提供を目的に、企業などに顧客情報を提供するサービス

無形の製品：『プロセス』とは



- インプットをアウトプットに変換する，相互に関連する又は相互に作用する一連の活動*。

例：

溶接工学プロセス，熱処理プロセス，プロセス能力の確認を要する製造プロセス（例 規定された許容範囲内での製品の操作又は生産），食品生産プロセス，植物生育プロセス



※：ISO 9000:2015_第3.4.1項より

- 製品特性を評価するのにそのプロセスを評価せざるを得ないもの
 - 有機食品
 - GAP(Good Agricultural Practice)
 - 森林認証
 - 『破壊評価された製品』は『商品(売り物)』にならない
 - 破壊評価のコストが製品価格に比較して著しく高い
 - ▶ 溶接管理プロセス
 - ▶ 熱処理プロセス
 - 破壊評価を行うことで製品自体がなくなってしまう
 - ▶ 食品安全管理プロセス(HACCP)
 - よって『(生産)プロセス』が適切 ⇒ 『製品』も適切と評価
 - プロセス自体が『製品』として売買
 - 水処理プロセス
 - 汚染処理プロセス

- 製品評価時に製品そのものは評価(試験)しない。
- 製品が製造（生産）される『プロセス』の適切性・妥当性を判断し、その結果である製品を受入れ
- 破壊試験なし ⇒ 評価費用少額
- 問題が発生した際、どの工程で問題が発生したか判別しやすい。よって再発防止策も立て易い。

<プロセスによらない場合>

- 製品を直接評価(結果管理)
- 信頼性高
- 評価（破壊検査等）費用多額
- 問題が発生した際どの工程で問題が発生したか判別不可。よって、再発防止策立て難い。

- 資料概要
- 認定の概要
- 適合性評価とは
- 製品とは
- **製品認証とは**
- JIS Q 17065 要求事項の概要

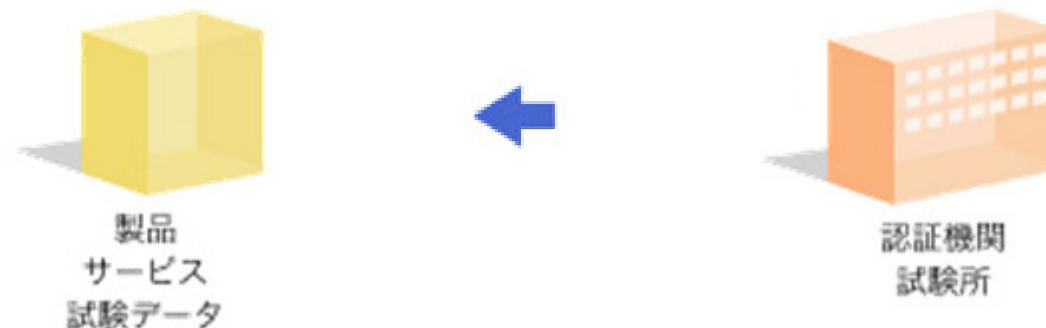
□ 製品認証

- 認証基準（製品規格）に沿って製品の適合性を評価する。

□ 製品認証機関

- 製品認証行為により認証サービスを提供する機関
- 製品認証機関の『機能』
 - 認証行為
 - 「認証行為」をサービスとして提供する行為

- 依頼者：製品要求事項を含む認証要求事項が満たされていることを確実にする (JIS Q 17065 3.1項抜粋)
- 製品認証機関：力量を備え、一貫して公平な方法で認証スキームを運用することを確実にする (JIS Q 17065 序文抜粋)



- マネジメントシステム認証：『仕組み（システム）』の認証。製品への認証マーク貼付不可。不適合がないことは保証しない。
- 製品認証：『もの（サービス、プロセスを含む）』の認証。製品へは認証マークの貼付可。製品は適合していることを保証。
- 試験：『物（試験体）』の『特性の確定』のみ。
- 製品認証：『物（サンプル）』の『特性の確定』に基づき『物(母集団)』の『適合』を判断。

- 認証マークとは、第三者が要求事項を満足していると判断して決定したことを示す印
- 認証マークに対する信頼性がなければ、製品のやり取りが行われず、認証が有効に機能しない
- 認証とはトレード（ビジネス）を保証する行為→認証マーク/認証書は信頼性が命

- **認証マークに対する信頼性**がなければ、製品のやり取りが行われず、認証が有効に機能しない



= 製品認証に対する信頼性

= 認証プロセスへの信頼性

= 認証機関への信頼性

- 認証機関が信頼されるのに必要な
要求事項
 - 認証能力
 - 一貫性のある運営
 - 公平性

- 認証機関が信頼されるのに必要な
要求事項

1 適用範囲

この規格は、製品、プロセス及びサービスの認証機関に対する能力、一貫性のある運営及び公平性に関する要求事項について規定する。この規格に基づき運用する認証機関は、全ての種類の製品、プロセス及びサービスの認証を提供する必要はない。製品、プロセス及びサービスの認証は、第三者適合性評価活動である（JIS Q 17000:2005の5.5を参照。）。

この規格では、“プロセス”又は“サービス”について個別の規定が定められている場合を除いて、“製品”という用語は、“プロセス”又は“サービス”と読み替えることができる（附属書B参照）。

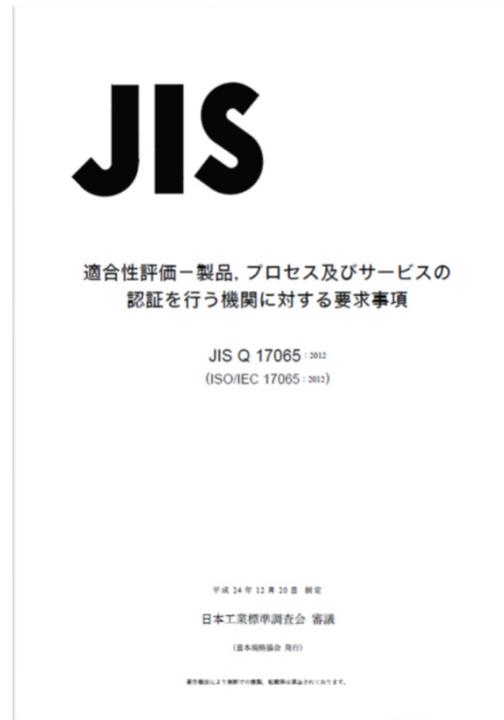
- 資料概要
- 認定の概要
- 適合性評価とは
- 製品とは
- 製品認証とは
- JIS Q 17065 要求事項の概要

JIS Q 17065が求めているもの



適用基準（製品認証一般）：

JIS Q 17065:2012 (ISO/IEC 17065:2012)



©2024 JAB

31

- 法的責任(4.1.1)
- 認証の合意（契約能力）(4.1.2)
- ライセンス、認証書及び適合マークの管理能力(4.1.3)
- 公平性の管理能力(4.2)
- 安定した財政(4.3)
- 差別的でないこと(4.4)
- 機密保持(4.5)
- 情報公開(4.6)

JIS Q 17065が求めているもの



適用基準（製品認証一般）：

JIS Q 17065:2012 (ISO/IEC 17065:2012)

- 序文
- 1. 適用範囲
- 2. 引用規格
- 3. 用語及び定義

©2024 JAB

33

JIS Q 17065認証機関として必要なこと（序文）



序文

この規格は、2012年に第1版として発行されたISO/IEC 17065を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項であるが規定内容の理解の促進のために補足した事項である。

製品、プロセス又はサービスの認証の最終的な目標は、全ての利害関係者に、製品、プロセス又はサービスが規定要求事項を満たしているという信頼を与えることである。認証の価値は、規定要求事項を満たしていることに関する第三者の公平で力量のある実証によって確立される、確信及び信用の程度にある。認証の利害関係者は、次を含むが、これに限らない。

- a) 認証機関への依頼者
- b) 製品、プロセス又はサービスが認証されている組織の顧客
- c) 政府関係当局
- d) 非政府組織
- e) 消費者、及び社会のその他の構成メンバー

利害関係者は、認証機関がこの規格の全ての要求事項だけでなく、該当する場合は、認証スキームの要求事項も満たすと、期待すること又は要求することがある。

製品、プロセス又はサービスの認証は、それらが規格及びその他の規準文書の規定要求事項に適合しているという保証を与える一つの手段である。製品、プロセス又はサービスの認証スキームには、初回に試験又は検査及び供給者の品質マネジメントシステムの評価を行い、それに続いて、品質マネジメントシステム並びに生産工程及び市場からのサンプルの試験又は検査を考慮したサーベイランスを行うものがある。その他のスキームでは、初回試験及びサーベイランス試験に基づくものもあれば、形式試験だけのものもある。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Q 17000 適合性評価－用語及び一般原則

注記 対応国際規格：ISO/IEC 17000, Conformity assessment－Vocabulary and general principles (IDT)

JIS Q 17020 適合性評価－検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項

注記 対応国際規格：ISO/IEC 17020, Conformity assessment－Requirements for the operation of various types of bodies performing inspection (IDT)

JIS Q 17021 適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

注記 対応国際規格：ISO/IEC 17021, Conformity assessment－Requirements for bodies providing audit and certification of management systems (IDT)

JIS Q 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

注記 対応国際規格：ISO/IEC 17025, General requirements for the competence of testing and calibration laboratories (IDT)

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS Q 17000によるほか、次による。

3.1

依頼者 (client)

認証機関に対して、製品要求事項（3.8参照）を含む認証要求事項（3.7参照）が満たされていることを確実にする責任をもつ組織又は個人。

注記 この規格では、特に規定しない限り、“依頼者”という用語は“申請者”及び“依頼者”の両方に用いられる。

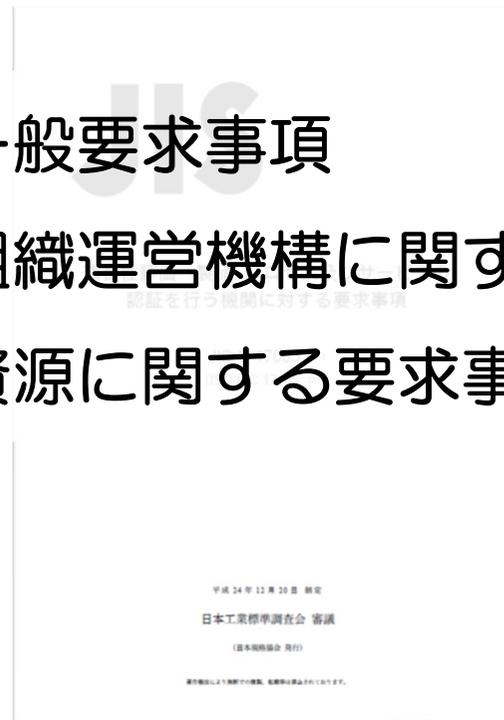
JIS Q 17065が求めているもの



適用基準（製品認証一般）：

JIS Q 17065:2012 (ISO/IEC 17065:2012)

4. 一般要求事項
5. 組織運営機構に関する要求事項
6. 資源に関する要求事項



©2024 JAB

- 法的及び契約上の事項(4.1)
 - 法的責任(4.1.1)
 - 認証の合意（契約能力）(4.1.2)
 - ライセンス、認証書及び適合マークの管理能力(4.1.3)
- 公平性の管理能力(4.2)
- 安定した財政(4.3)
- 差別的でないこと(4.4)
- 機密保持(4.5)
- 情報公開(4.6)

- 組織構造(5.1)

- 信頼性を確保できるような運営を行うための組織構造が必要(5.1.1)
- 責任と権限を明確にした組織構造の文書化 (5.1.2)
- 他部門との関係を明確にする(5.1.2)

- トップマネジメント(5.1)

- 認証機関の機能について、責任と権限をもつ役員会/グループ/個人を特定する(5.1.3)

- 公平性確保のメカニズム(5.2)

公平性の管理（リスクマネジメント：4.2）

と連携して働くメカニズムの構築(5.2.1)

メカニズムの文書化(5.2.2)

- 利害関係のバランス
- メカニズムが機能するための情報へのアクセス

- **要員の確保(6.1)**

十分な数の要員(6.1.1.1)

要員の力量(6.1.1.2)

認証要員の力量管理(6.1.2)

- 認証プロセスに関与する要員全てが対象
- 力量基準、教育・訓練、評価（実証）、承認、監視

要員との契約(6.1.3)

- 機密保持
- 認証案件に対する関係
- 利害抵触に関する事前報告

公平性に対するリスクマネジメントへのインプット

- **内部資源(6.2.1)**

スキームや規格で要求された場合、試験は JIS Q 17025、検査は JIS Q 17020、マネジメントシステムは JIS Q 17021の該当する要求事項を満たさなければならないことがある。

- **外部資源（外部委託）（6.2.2）**

委託先も要求事項を満たす必要がある(6.2.2.1)

評価において依頼者の試験所を使用する場合

は、信頼性を確保する必要がある(6.2.2.2)

外部委託先との法的拘束力のある契約(6.2.2.3)

外部委託先に対する管理基準をもつ(6.2.2.4)

JIS Q 17065が求めているもの



適用基準（製品認証一般）：

JIS Q 17065:2012
(ISO/IEC 17065:2012)



©2024 JAB

• プロセス要求事項 一般(7.1)

認証活動は、認証スキームの下で運営されること(7.1.1)

製品を評価する要求事項は、指定された規格やその他規準文書に含まれていること(7.1.2)

JIS Q 17065認証機関として必要なこと（プロセス2）



- 認証プロセスの流れ

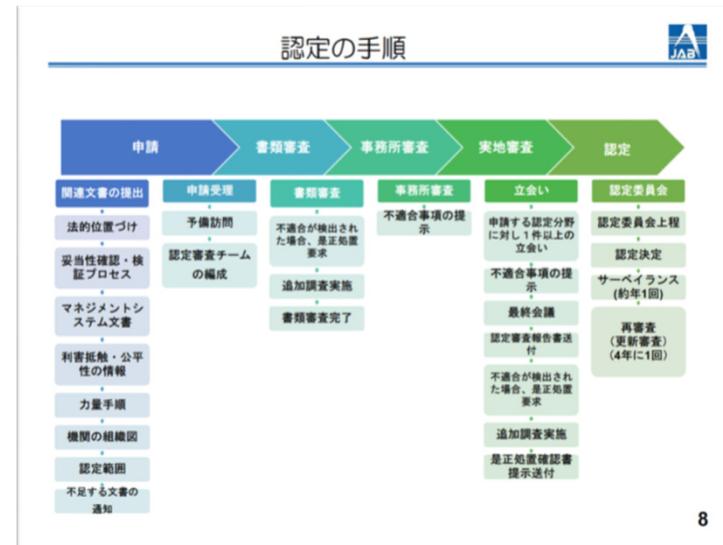
申請(7.2)

申請のレビュー(7.3)

評価(7.4)

評価結果のレビュー(7.5)

認証の決定(7.6)



- 申請(7.2)

認証に必要なすべての情報を入手する(7.2)

- 申請のレビュー(7.3)

入手した情報の確認作業(7.3.1)

申請内容で認証可能かどうかの力量・能力を
確認する(7.3.2-7.3.4)

- 評価(7.4)

- 計画を持つ(7.4.1)

- 要員の割当て(7.4.2)

- 必要な情報・文書が利用可能であること(7.4.3)

- 定められた規準による評価(7.4.4)

- 自身が責任を持ってないかぎり、申請前の評価は無効(7.4.5)

- 不適合、是正処置、追加評価(7.4.6-7.4.8)

- 評価報告書の作成(7.4.9)

- 評価結果のレビュー(7.5)

認証機関はレビュー要員を1名以上割り当てること(7.5.1)

評価を行った人物とは異なること(7.5.1)

認証の決定者が別の人物の場合は、レビューを行った人物が認証の決定のための推薦を文書化すること(7.5.2)

- 認証の決定(7.6)

認証機関は認証の決定の責任を負うこと = つま

り認証の決定は認証機関の最重要機能(7.6.1)

評価プロセスとは独立したものであること(7.6.2)

認証の決定は外部委託はできないが、組織統制されて
いる法人なら可能(7.6.3-7.6.5)

認証を授与しない決定であっても、申請者に通
知すること(7.6.6)

- 認証文書(7.7)

認証を決定したことの証明書(7.7.1)

認証範囲(3.10)：対象製品、基準、スキーム

認証書発行前に認証の合意（契約）を締結しておく(7.7.3 c))

スキームについては、ISO/IEC 17067 (JIS Q 17067)を参照

- 認証された製品の登録簿(7.8)

認証された製品の情報維持

- 製品の識別
- 認証基準
- 申請者（製品供給者）

情報は公表、提供できるようにしておくこと

JIS Q 17065認証機関として必要なこと（プロセス2）



- 認証プロセスの流れ

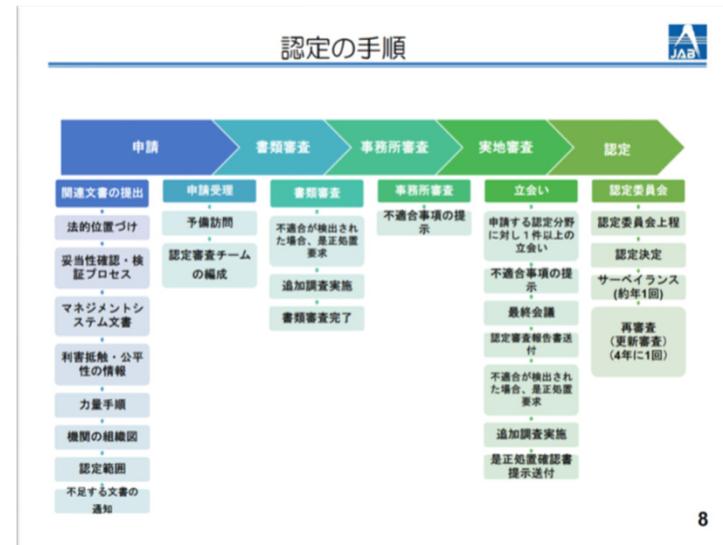
申請(7.2)

申請のレビュー(7.3)

評価(7.4)

評価結果のレビュー(7.5)

認証の決定(7.6)



- サーベイランス(7.9)

サーベイランスの方法は、スキームで決められていることが多い

- SGEC-FM/SGEC-COCの場合、年1回の定期審査の実施（SGEC規準文書1:2021 3.4.2項及び4.4.2項による）

- 認証に影響を与える変更(7.10)

要求事項が変更されたときは、申請者への影響の有無を確認する。ある場合は申請者へ連絡し、申請者による変更の検証を行うこと(7.10.1)

変更により認証書の改訂が必要になる場合がある
(7.10.3)

評価から決定、製品の登録までの過程で必要ないと判断するならばその根拠を記録すること(7.10.3)

- 認証の終了、範囲の縮小、一時停止
又は取消し(7.11)

認証した製品に不適合があった場合の取扱いの取決め
(7.11.1)

終了、停止、取消、復活に関し、関係文書・関係情報・認証マークの修正と取扱いについて決めておく
(7.11.3, 7.11.6)

一時停止において、認証の取扱いの力量がある要員を
1名以上割り当てること(7.11.4)

- 記録 (7.12)

全ての申請プロセスの記録を保管すること

(7.12.1)

記録の機密保持(7.12.2)

記録の保管期間は、認証スキームが定められた

周期内での製品の再評価を要求している場合

は、少なくとも前周期＋現周期。それ以外の場合

は認証機関が定めること(7.12.3)

- 苦情及び異議申立て(7.13)

手順と経過記録を持つこと(7.13.1)

苦情、異議対象に関わらなかった者が対処すること
(7.13.5)

申請者に利害抵触のない者が対処すること(7.13.6)

結果と終了を申立者に通知(7.13.7, 7.13.8)

解決のために継続して必要な処置をとってゆくこと
(7.13.9)

JIS Q 17065が求めているもの



適用基準（製品認証一般）：

JIS Q 17065:2012 (ISO/IEC 17065:2012)

8. マネジメントシステム 要求事項



©2024 JAB

- マネジメントシステム(8)

製品認証機関の要求事項を満たすことができるマネジメントシステムを確立し維持しなければならない(8.1.1)

マネジメントシステム責任者の任命(8.2.3)

マネジメントシステム文書の作成と管理(8.2., 8.3)

マネジメントシステムに関する記録の管理 (8.4)

- マネジメントシステム(8)

- マネジメントレビュー(8.5)

- インプット
 - アウトプット

内部監査によって規格要求を満たしていることと、マネジメントシステムが有効であることを検証する(8.6)
是正処置と予防処置によって不適合のコントロールを行う(8.7, 8.8)

- ✓ 認証機関はJIS Q 17065 + 認証スキーム固有の要求を満たしていることが必要
- ✓ 適合性評価は3種類ある。認証(Certification)は第三者による評価
- ✓ 製品とは有形・無形両方あり、製品・プロセス・サービスがある
- ✓ 製品認証とは製品の適合性を評価するもの

ご清聴ありがとうございました。